

答申（制）第25号
平成29年3月22日

長崎県警察本部長 様

長崎県個人情報保護審査会
会長 堀江 憲二



個人情報の取扱いについて（答申）

平成29年2月9日付け崎広（広）第7号で諮問のあったこのことについて、下記のとおり答申します。

今回適当と認められた諮問事項についても、今後の個人情報の保護に対する社会の意識の変化等を踏まえ、適宜必要な見直しを行いながら適正な運用に努められるようお願いいたします。

記

長崎県個人情報保護条例第9条第2項に基づくオンライン結合による提供の制限の例外に関する事項について

諮問された事項については、オンライン結合による提供が必要なものと認められます。ただし、「諮問に係る事項」2の内、【本人又は関係者からの同意のある情報】については、実施機関の説明から新たな情報を追加するものとは認められないため、改めて本審査会による判断は行わないこととします。

なお、実施にあたっては、フェイクニュース等インターネットの悪用による被害発生等が危惧されることに留意し、万全のセキュリティを確保されるよう要請します。